「消費税インボイス制度に関する経過措置の出口戦略」

目次

はじめに 2
Ⅰ　２割特例【令和８年９月 30 日の属する課税期間まで】 4
Ⅱ　仕入税額控除の特例（80%控除）【令和８年９月 30 日まで】 14
Ⅲ　少額特例【令和 11 年９月 30 日まで】 18
Ⅳ　少額な返還インボイスの交付義務の見直し【恒久措置】 23
Ⅴ　課税事業者選択届出書提出不要の特例【令和 11 年９月 30 日の属する課税期間まで】 24
Ⅵ　登録取消の手続 26
おわりに 30



日　　時：令和７年 11 月７日（金）13 時 30 分～16 時 30 分
場　　所：あさひホール
講　　師：税理士／名城大学非常勤講師　加　藤　久　也

許可なく複製することを禁じます。

はじめに

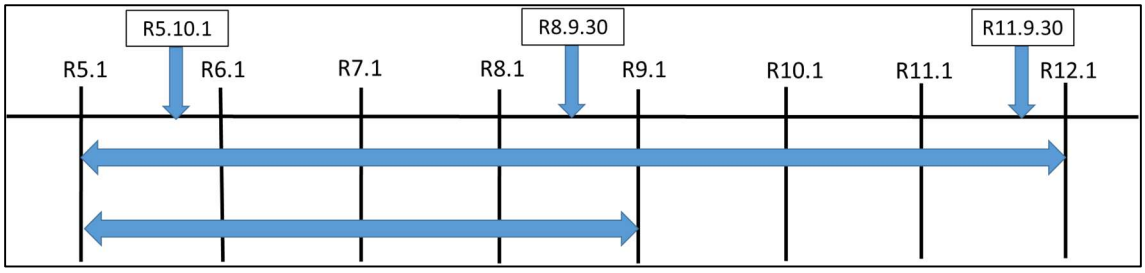
インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、令和 5 年 10 月 1 日に始まり 2 年が経過しました。経過的に設けられた特例措置のうち、3 年で終了するものについては、その後の対応について検討を始める時期になってきています。この研修では、インボイス制度に関する特例措置について、その適用要件を改めて確認し、その後の対応方法について考えます。

この研修で確認する特例規定は図表 1 のとおりです。適用期間が課税期間単位で定められているものと、日にちで定められているものがあることに留意が必要です。

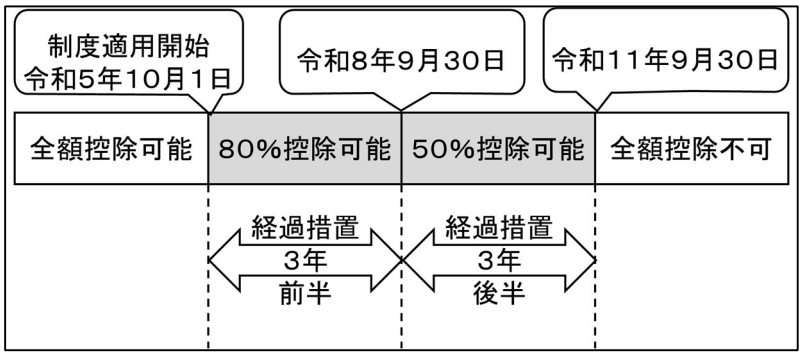
図表 1　この研修で確認する特例規定

特例規定	適用期間
２割特例	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間
仕入税額控除の特例（80%控除）	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日
仕入税額控除の特例（50%控除）	令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日
少額特例（インボイス不要特例）	令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日
課税選択届出書提出不要の特例	令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間
返還インボイス不要特例	恒久措置

図表 2　適用期間が課税期間で定められる規定



図表 3　適用期間が日にちで定められる規定



この研修資料では、国税庁が公表する以下の資料について略号で示しています。原文は、国税庁ホームページなどに公開されていますから、ご参照いただくときは、「資料名　国税庁」などと検索してください。また、「適格請求書」を「インボイス」と表記します。

図表 4　略号一覧表

略号	法令等名・資料名
国通	国税通則法
消法	消費税法
消令	消費税法施行令
消規	消費税法施行規則
消基通	消費税法基本通達
平成 28 年改正法	所得税等の一部を改正する法律（平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号）
平成 30 年改正令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年 3 月 31 日政令 135 号）
Q&A	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（平成 30 年 6 月（令和 7 年 6 月改訂）、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）
取扱いに関するご質問	「インボイスの取扱いに関するご質問」（令和 7 年 10 月 28 日更新）
財務省作成資料	「インボイス制度の改正案に関する資料」（財務省ウェブサイト）

Ⅰ　２割特例【令和８年９月 30 日の属する課税期間まで】

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

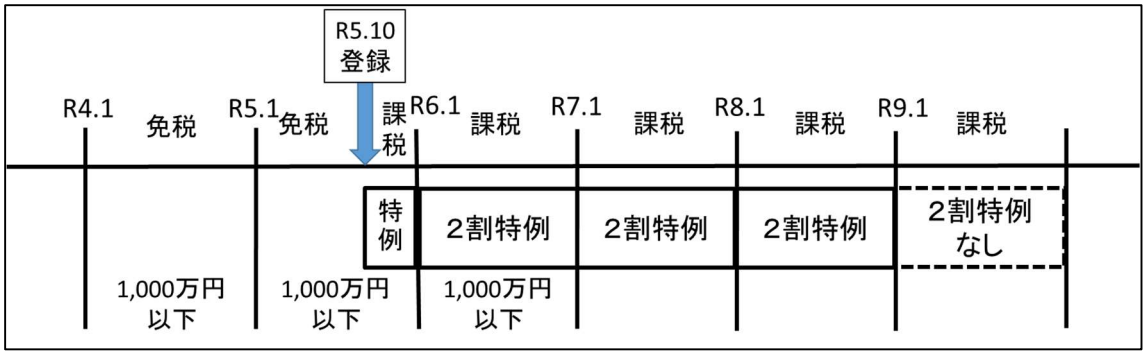
１．概要

インボイス発行事業者の令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に８割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の２割とすることができることされています。（平成 28 年改正法附則 51 の２）

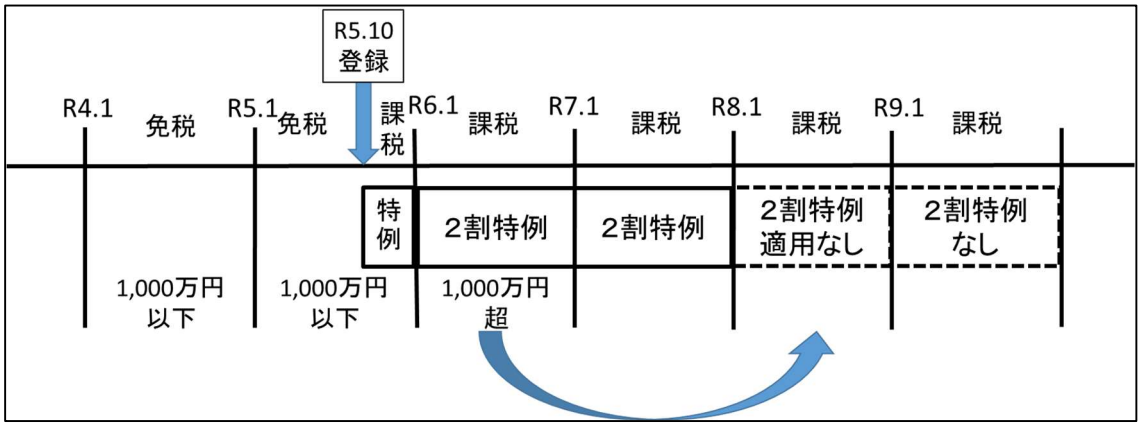
すなわち、インボイス発行事業者の令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間（＝個人事業者の場合は、令和５年10月～12月分から令和８年分まで）で、インボイス発行事業者の登録をしなければ免税事業者となる課税期間について適用されます。

☞　基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるなどして、インボイス登録しない場合においても納税義務が免除されない課税期間については、２割特例の適用を受けることはできません（Q&A 問 115 参照）。

図表 ５　２割特例の適用期間



図表 ６　適用期間中でも２割特例の適用がない場合



（２割特例の適用ができない課税期間①）

問 115　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）は、基準期間の課税売上高が１千万円を超える課税期間などについては適用できないとのことですが、具体的に教えてください。【令和５年４月追加】【令和６年４月改訂】

【答】

２割特例は、適格請求書発行事業者の令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（「課税選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます※。）が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます（28年改正法附則51の２①）。

ただし、以下の課税期間については、２割特例の適用を受けることはできません。

※　適格請求書等保存方式の開始前である令和５年９月30日以前の期間を含む申告については、２割特例の適用はありません。詳細については、問116《２割特例の適用ができない課税期間②》をご参照ください。

【恒久的施設を有しない場合】

①　２割特例の適用を受けようとする課税期間の初日において恒久的施設（所得税法又は法人税法に規定する「恒久的施設」をいいます。）を有しない国外事業者が令和６年10月１日以後に開始する課税期間（28年改正法附則51の２①）

【過去の売上が一定金額以上ある場合】

②　基準期間の課税売上高が１千万円を超える課税期間（消法９①）

③　特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法９の２①）

④　相続(注１)・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法10、11、12）

（注）１　相続のあった課税期間について、当該相続により事業者免税点制度の適用が制限される場合であっても、適格請求書発行事業者の登録が相続日以前であり、他の２割特例の適用が制限される課税期間でなければ、２割特例の適用を受けることができます（28年改正法附則51の２①三）。

【新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合】

⑤　新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の２①、12の３①）

【高額な資産を仕入れた場合】

⑥　「課税選択届出書」を提出して課税事業者となった後２年以内に一般課税で調整対象固定資産(注２)の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間(注３)（消法９⑦）

（注）２　調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が百万円以上の棚卸資産以外の資産をいいます（消法２①十六、消令５）。

（注）３　免税事業者に係る登録の経過措置（28年改正法附則44④）の適用を受けて適格

請求書発行事業者となった者は、「課税選択届出書」の提出をして課税事業者となっていませんので、これに該当することはありません。

⑦　新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の２②、12の３③）

⑧　一般課税で高額特定資産（注４）の仕入れ等を行った場合（棚卸資産の調整の適用を受けた場合）において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の４①②④）

（注）４　高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が１千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます（消法12の４①、消令25の５①）。

⑨　一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の４③④、消令25の５④）

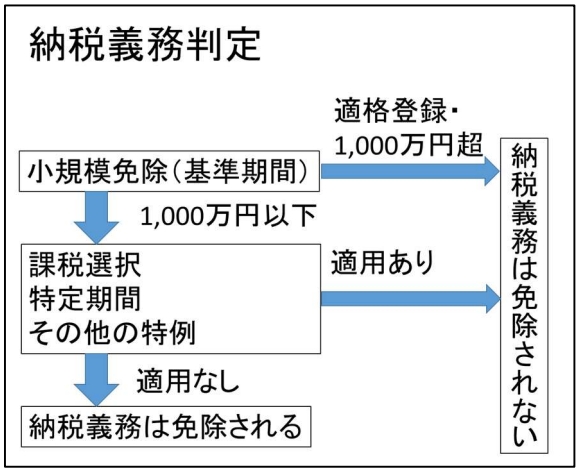
【課税期間を短縮している場合】

⑩　課税期間の特例の適用を受ける課税期間（注５）

（注）５　課税期間の特例の適用を受ける課税期間とは、「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間であり、当該届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間も含みます（消法19）。

（出典）国税庁ホームページ「Ｑ＆Ａ」［最終確認日：令和７年10月29日］

図表 7　納税義務の有無の判定

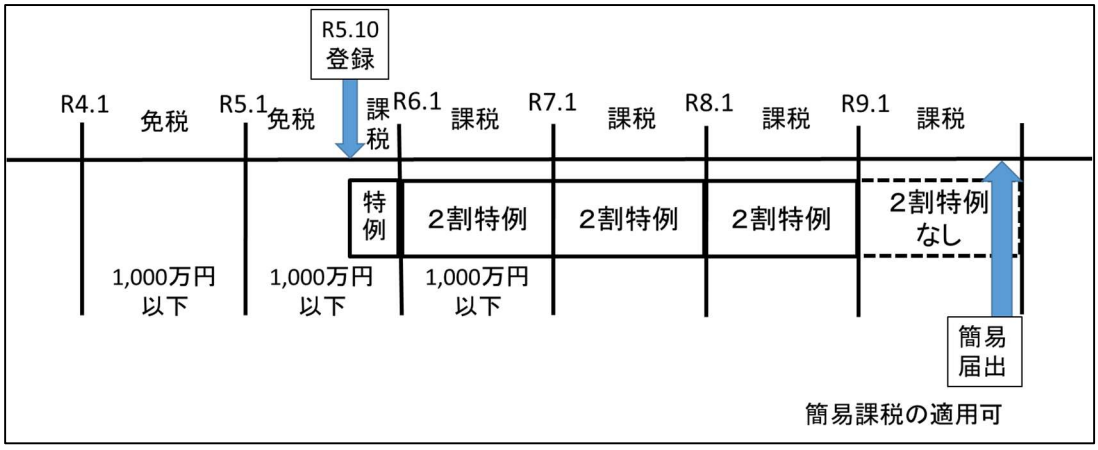


２．対応方法

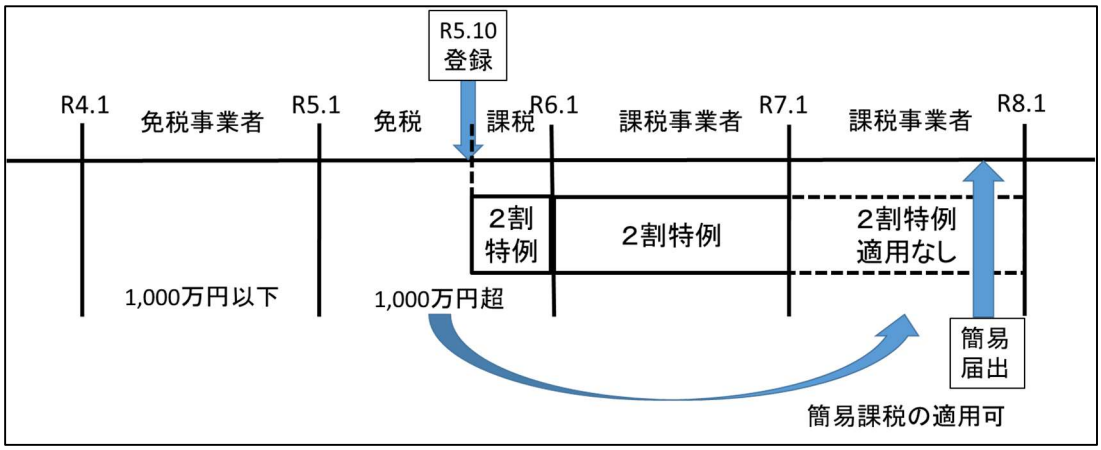
２割特例の適用が受けられない場合の対応策としては、簡易課税制度の選択適用が有力です。簡易課税制度を選択するためには、あらかじめ簡易課税制度選択届出書を提出する必要がありますが、その提出の特例について確認しておきましょう。

２割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとされています（Ｑ＆Ａ問 117 参照）。

図表 ８　特例期間が終了する課税期間の翌課税期間において簡易課税制度を適用する場合



図表 ９　基準期間における課税売上高が１千万円を超える課税期間がある場合



【参考】基準期間における課税売上高の計算

（１）基準期間の意義

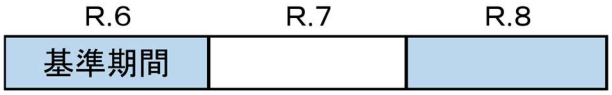
消費税法２条１項

十四　基準期間　個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が１年未満である法人については、その事業年度開始の日の２年前の日の前日から同日以後１年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

①　個人事業者の場合

常にその前々年（一昨年の１月１日から 12 月 31 日までの間）が基準期間となります。

図表 10　個人事業者の場合における基準期間

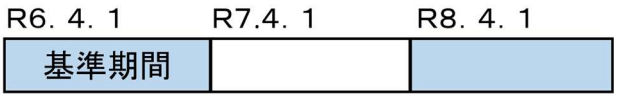


②　法人の場合

前々事業年度が１年の場合は、その１年間が基準期間となります。

（イ）前々事業年度が１年であるとき

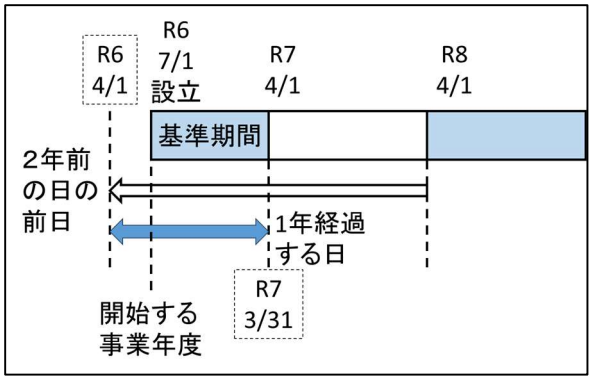
図表 11　法人の場合の基準期間（前々事業年度が１年であるとき）



（ロ）前々事業年度が１年未満であるとき

前々事業年度が１年未満の場合は、その事業年度開始の日の２年前の日の前日から同日以後１年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間が基準期間となります。

図表 12　法人の場合の基準期間（前々事業年度が１年未満のとき）



（２）基準期間における課税売上高の意義

消費税法９条２項

> ２　前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。
> 一　個人事業者及び基準期間が１年である法人　基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額……の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（……「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額……
> 二　基準期間が１年でない法人　基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額

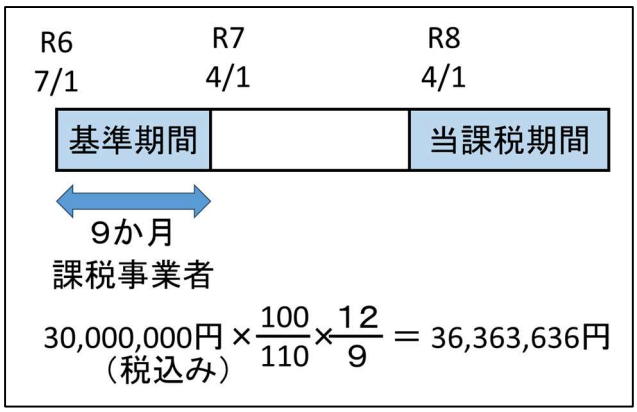
①　個人事業者の場合、基準期間が１年である法人の場合

基準期間における純課税売上高がそのまま「基準期間における課税売上高」となります。ただし、基準期間において課税事業者であった場合には税抜きした金額であり、免税事業者であった場合には税込みの金額である。

②　基準期間が１年でない法人の場合

基準期間が１年でない法人の場合には、基準期間における純課税売上高を基準期間の月数で除して12を乗じた金額とされる。下図に、９か月である基準期間において課税事業者であった場合の計算例を示す。なお、基準期間における純課税売上高は、30,000,000円（税込み）であると仮定している。

図表 13　基準期間における課税売上高の計算例



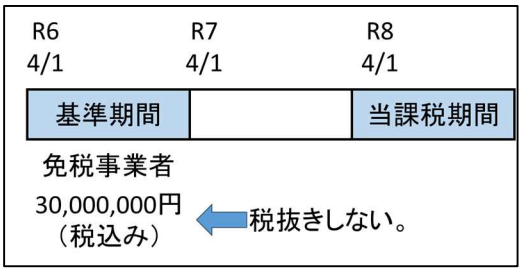
（３）基準期間が免税事業者である場合の基準期間における課税売上高

基準期間において免税事業者であった場合の基準期間における課税売上高の計算は、税込みの純課税売上高を基に計算し、税抜きしないことに留意します。

消費税法基本通達１－４－５

基準期間である課税期間において免税事業者であった事業者が、当該基準期間である課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等については消費税等が課されていない。したがって、その事業者の基準期間における課税売上高の算定に当たっては、免税事業者であった基準期間である課税期間中に当該事業者が国内において行った課税資産の譲渡等に伴って収受し、又は収受すべき金銭等の全額が当該事業者のその基準期間における課税売上高となることに留意する。

図表 14　基準期間において免税事業者であった場合

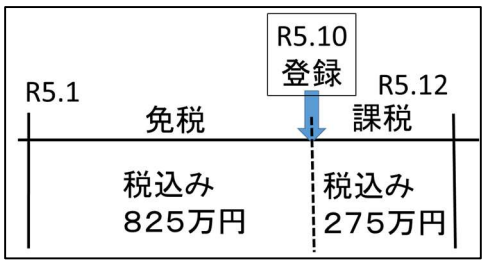


（４）個人事業者の令和７年分の基準期間における課税売上高の計算

令和５年10月１日のインボイス制度の開始に合わせてインボイス発行事業者となったことにより課税事業者となった個人事業者の令和 ７ 年分の基準期間における課税売上高について検討してみよう。

個人事業者の令和７年分の基準期間は、その前々年の令和５年となる。ところが、令和５年については、令和５年１月１日から９月 30 日までは免税事業者であり、10 月１日から 12 月 31 日までは課税事業となったため、９月 30 日までの売上げについては税込みの金額、10 月１日からの売上げについては税抜きの金額を合計することとなる。10 月１日から 12 月 31 日までの売上高を年換算（3 で除して 12 を乗ずる計算）しないことに留意したい。

図表 15　基準期間の途中で課税事業者となった場合



基準期間における課税売上高

$825万円＋275万円×\frac{100}{110}＝1,075万円$

（誤り）

$275万円×\frac{100}{110}×\frac{12}{3}＝1,000万円$

具体例で検討してみましょう。

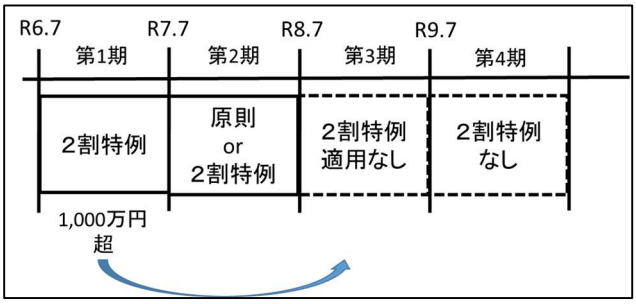
甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、令和 6 年 7 月 1 日に資本金 800 万円で設立されたサービス業（簡易課税を選択した場合には、第 5 種事業）を営む 6 月決算法人です。設立日からインボイス発行事業者の登録を行いました。甲社の課税売上高（税抜き）は年間 1,000 万円を超え、5,000 万円以下と見込まれています。なお、甲社は、課税事業者選択届出書（消法 9 条 4 項）を提出しておらず、特定新規設立法人（消法 12 条の 3）に該当しないものとします。

第 1 期（令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）については、２割特例の適用を受けました。なお、令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日における課税売上高は、税抜き 900 万円でした。

第 2 期（令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日）については、設備投資を行う予定があります。設備投資（高額特定資産（消法 12 条の 4）には該当しません。）を行った場合には、消費税の還付が受けられる見込みです。

第 3 期（令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日）については、原則課税より簡易課税を選択するほうが有利となる見込みです。ただし、第 2 期に予定している設備投資が延期された場合には、消費税の還付が受けられます。

図表 16



（1）第 1 期（令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）

基準期間も特定期間もなく、新設法人（消法 12 条の 2）にも特定新規設立法人（消法 12 条の 3）にも該当しないことから、２割特例の適用を受けることができます。

（2）第 2 期（令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日）

第 2 期も、基準期間がなく、特定期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、新設法人にも特定新規設立法人にも該当しないことから、２割特例の適用を受けることができます。

ただし、消費税の還付が受けられるのであれば、原則課税で申告することとなります。原則課税の申告に備えて、課税仕入れについての区分入力、インボイスの保存を行っておく必要があります。

（3）第3期（令和8年7月1日～令和9年6月30日）

基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることから、2割特例の適用を受けることはできません。簡易課税制度を選択するほうが有利とのことですから、簡易課税制度選択届出書を提出する必要があります。

第2期の申告を原則課税で申告する場合には、経過措置の適用を受けることができないことから、第2期中（令和8年6月30日まで）に簡易課税制度選択届出書を提出する必要があります。

第2期の申告を2割特例で申告した場合には、経過措置の提要を受けることができることから、第3期中（令和9年6月30日まで）に選択届出書を提出する必要があります。

【参考】消費税法　平成28年改正法附則51条の2（抜粋）

6　第1項の規定の適用を受けた適格請求書発行事業者が、消費税法第37条第1項の規定による届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

（4）調整対象固定資産（消法2条1項16号）に該当する場合

設備投資により取得した資産が、調整対象固定資産に該当する場合には、簡易課税制度を選択することについて制限する規定があります。しかし甲社は「課税事業者選択届出書」を提出していないため、制限されることはありません。

調整対象固定資産を取得した場合に、簡易課税制度を選択することについて制限される場合は、以下のとおりです。

・消費税課税制度選択届出書を提出した場合（消法37条3項1号）。
・新設法人又は特定新規設立法人に該当する法人（消法37条3項2号）。
・高額特定資産を取得した場合（消法37条3項3,4,5号）。

（２割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択）

問 117　小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）の適用を受けていましたが、翌課税期間から２割特例が適用できなくなるため、簡易課税制度の適用を受けたいのですが、いつまでに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すればよいですか。【令和５年４月追加】【令和５年 10 月改訂】

【答】

簡易課税制度を適用して申告する場合には、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

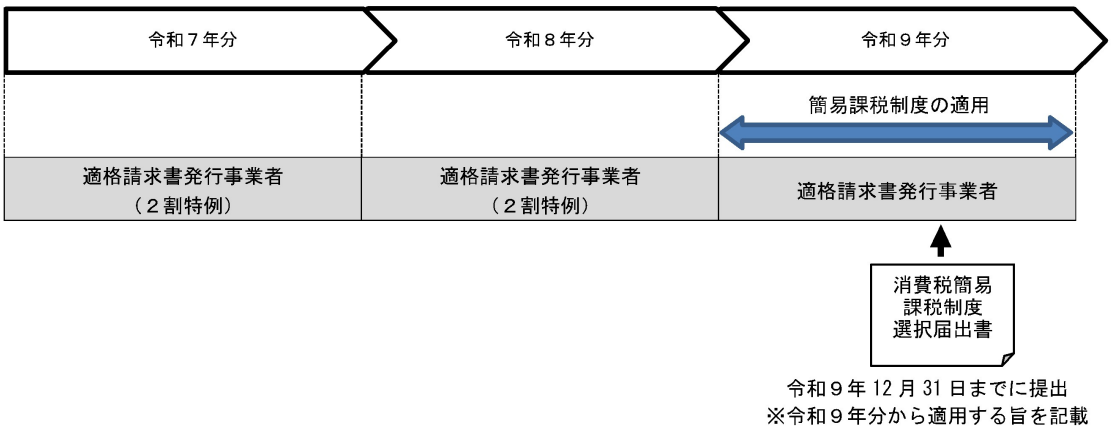
この点、２割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされます（28年改正法附則51の２⑥）。

したがって、例えば、令和８年分まで２割特例により申告を行った個人事業者が翌年分から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和９年中に「消費税簡易課税制度選択届出書（令和９年分から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したもの）」を提出すれば、令和９年分から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注）　簡易課税制度を適用して申告する場合には、２割特例と異なり、申告時の選択ではないため、事前の届出が必要となりますので、ご留意ください。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

（例）　個人事業者が２割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けるとき



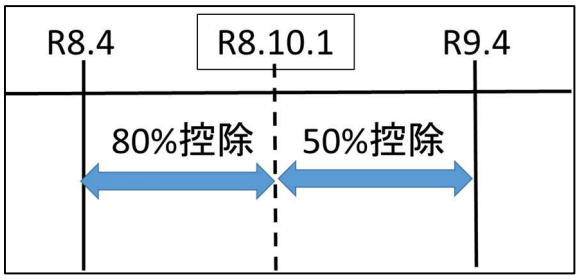
（出典）国税庁ホームページ「Ｑ＆Ａ」［最終確認日：令和 7 年 10 月 29 日］

Ⅱ　仕入税額控除の特例（80%控除）【令和８年９月 30 日まで】

１．概要

インボイス非登録事業者からの課税仕入れについて、区分記載請求書等を保存する場合には、課税仕入れ等の税額の合計額の 80%相当額を仕入れ税額控除の対象とすることとされています。この特例は、令和８年９月 30 日までの課税仕入れについて適用されることとされていますので、令和８年 10 月１日以後は、課税仕入れ等の税額の合計額の 50%相当額を仕入れ税額控除の対象とされることとなります。課税期間の途中でも、控除割合が変わるため、実務上注意が必要です。

図表 17　課税期間の途中で控除割合が変わります



２．経営への影響

インボイス制度が導入されるにあたり、免税事業者からの仕入れについてどう対応するか検討したのではないかと思います。制度開始時には、この「80%控除」があったため、免税事業者（インボイスを発行できない事業者）からの仕入れそのまま継続した事業者もあったものと思います。

令和８年 10 月１日以後３年間は、控除割合が 50%とされるため、原則課税の事業者は、あらためて経営への影響を検討する必要があります。

消費税の納付額の増加については、消費税申告書付表２－３から簡単に計算できます。

具体例を使って、計算方法を確認してみましょう。

図表 18 の（11－C 欄）9,582,928 円がインボイス非登録者からの課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）です。そして、（12－C 欄）543,612 円は、次のように計算されています。

（１）課税仕入れに係る消費税額

9,582,928 円×7.8÷110＝679,516 円

（２）経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額

679,516 円×80％＝543,612 円

つづいて、控除割合が 50％となった場合の影響額を計算してみます。

（３）控除割合が 50％となった場合

679,516 円×50％＝339,758 円

（４）納税額の増加額

①（３）－（４）＝203,854 円

② 地方消費税分

①×22÷78＝57,497 円

③ 合計 ①＋②＝261,351 円

いかがでしょう。この法人においては、年間 261,351 円の負担増となります。インボイス非登録者から課税仕入れのあるすべての事業者について、この試算をしたうえで、仕入先を変更する、仕入先にインボイス登録してもらう、取引金額の見直しなどその対応について検討する必要があるのではないでしょうか。

図表 18 消費税申告書付表２－３の具体例

付表２－３ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 一般

課税期間	6・6・1～7・5・31	氏名又は名称	有限会社

項目		税率6.24％適用分 A	税率7.8％適用分 B	合計 C（A＋B）
課税売上額（税抜き）	(1)	円	円 70,310,520	円 70,310,520

～～～

（令和８年10月１日前後の取引に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用）

問Ⅷ　当社は免税事業者と取引を行っています。例えば、令和８年９月 21 日から提供を受けている役務について同年 10 月 20 日に完了し、同月 31 日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と 50%のどちらの割合を用いて計算すればよいでしょうか。また、役務の提供ではなく、商品の仕入れである場合はどうなりますか。

【答】

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期　間	割　合
令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
令和８年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

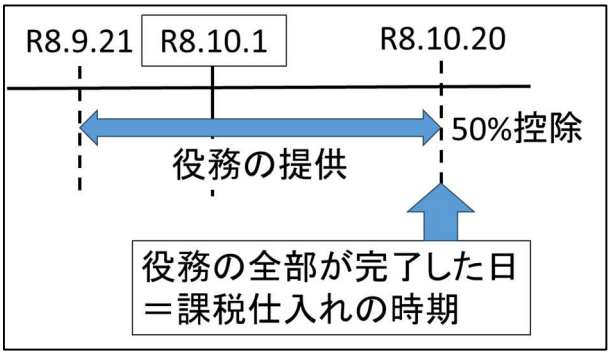
本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断することとなります。

役務の提供を受けた場合の課税仕入れの時期は、原則として、その約した役務の全部が完了した日になります。したがって、ご質問の場合、令和８年 10 月 20 日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、仕入税額相当額の 50%の割合を用いて計算することとなります。

他方、商品の仕入れ（資産の譲受け）の場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となります。そのため、令和８年９月 21 日から同月 30 日までの仕入れについては、仕入税額相当額の 80%、令和８年 10 月１日から同月 20 日までの仕入れについては、仕入税額相当額の 50%の割合を用いて計算することとなります。

（出典）国税庁ホームページ「取扱いに関するご質問」［最終確認日：令和７年 10 月 29 日］

図表 19　令和８年 10 月１日をまたぐ役務の提供



（短期前払費用に係る免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用）

問Ⅸ　当社は、３月決算法人です。取引先との保守契約に基づき、毎年１月にその年１年間分（１月から12月分）の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は適格請求書発行事業者ではないのですが、令和８年３月期の消費税の確定申告において、令和８年１月に支払う令和８年１月から12月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができますか。

【答】

法人税の計算においては、前払費用の額で、その支払った日から１年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合にその支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることとされており（所得税についても同様です。）、消費税の計算についても、当該取扱いの適用を受ける前払費用（以下「短期前払費用」といいます。）に係る課税仕入れは、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととしています（以下「短期前払費用の取扱い」といいます。）。

また、適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った短期前払費用について、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存があれば、当該短期前払費用を支払った日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能です。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期　間	割　合
令和５年10月１日から令和８年９月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和８年10月１日から令和11年９月30日まで	仕入税額相当額の 50%

ご質問のように、令和８年１月中に支払った令和８年分の保守料金について短期前払費用の取扱いを受けていることを踏まえ、令和８年３月期の申告においては、１年間分の保守料金全額について仕入税額相当額の 80%の割合により本経過措置の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、当該経過措置の適用を受けた短期前払費用の金額が契約変更等により変動した場合は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A 問 96」にあるように、変動が生じた課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算又は減算することとなりますが、この場合、当初の申告時に当該経過措置の適用を受けた割合（ご質問の場合 80%）により加算又は減算することとなります。

（参考）　適格請求書等保存方式における短期前払費用の取扱いは「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A 問 98」をご参照下さい。

（出典）国税庁ホームページ「取扱いに関するご質問」［最終確認日：令和７年10月29日］

Ⅲ　少額特例【令和 11 年 9 月 30 日まで】

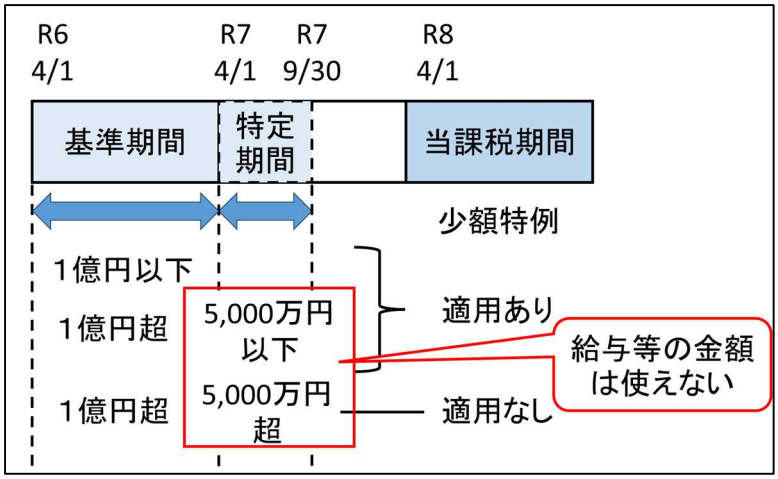
一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置です。適用期間はまだ続きますが、適用要件（下線部分）について再度確認しておきたい経過措置です。

基準期間における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間における課税売上高が 5,000 万円以下（給与支払額の合計額によることはできない。）である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められます。

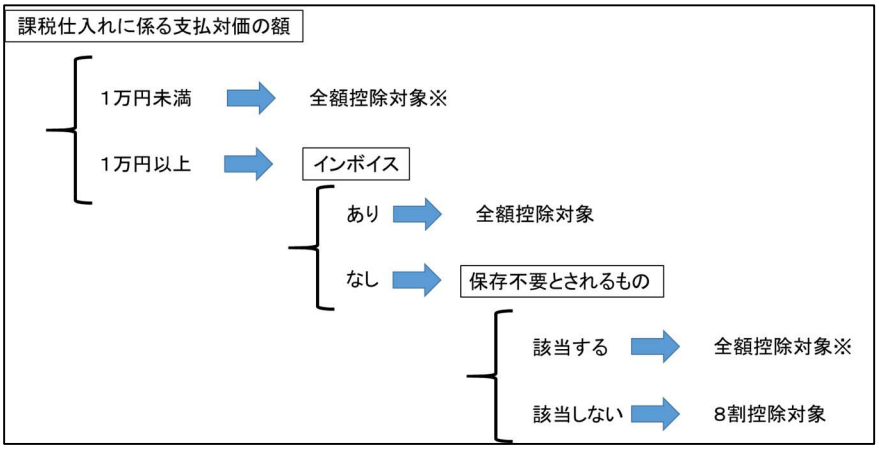
👉　帳簿に「経過措置（少額特例）」などと記載する必要はありません。

👉　インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合にはこの経過措置の対象となります。

図表 20　少額特例の適用判定



図表 21　少額特例が適用される場合



（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）

問 111　一定規模以下の事業者は、１万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないとのことですが、その内容について教えてください。【令和５年４月追加】【令和５年 10 月改訂】

【答】

基準期間※1における課税売上高が１億円以下又は特定期間※2における課税売上高※3が５千万円以下である事業者が、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が１万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿※4のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています（28年改正法附則53の２、改正令附則24の２①）。

※１　基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてその事業年度の前々事業年度をいいます（消法２①十四）。

２　特定期間とは、個人事業者についてはその年の前年１月１日から６月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後６月の期間をいいます（消法９の２④）。

３　特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできません。

４　当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

（注）１　新たに設立した法人における基準期間のない課税期間については、特定期間の課税売上高が５千万円超となった場合であっても、当該課税期間について、本経過措置の適用を受けることができます。

２　適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が１万円未満である場合には本経過措置の対象となります。

（出典）国税庁ホームページ「Q＆A」［最終確認日：令和 7 年 10 月 29 日］

【参考】

消費税法 30 条 2 項

2　前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が 5 億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が 100 分の 95 に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。（以下省略）

【参考】　帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

問 104　適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件ですが、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。【令和５年 10 月改訂】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされます（消法30⑦）。

ただし、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消令49①、消規15の４）。

① 適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の公共交通機関による旅客の運送

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）

③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得

⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

⑦ 適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（出典）国税庁ホームページ「Ｑ＆Ａ」［最終確認日：令和 7 年 10 月 29 日］

【参考】特定期間における課税売上高の計算

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合においても、特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるときは、納税義務は免除されないこととされています（消法 9 条の 2 第 1 項）。ここでは、用語の意義を中心に確認します。

（1）特定期間の意義

特定期間とは、簡単には前年又は前事業年度のうちの上半期（下線部分）をいいますが、以下のように定義されています。

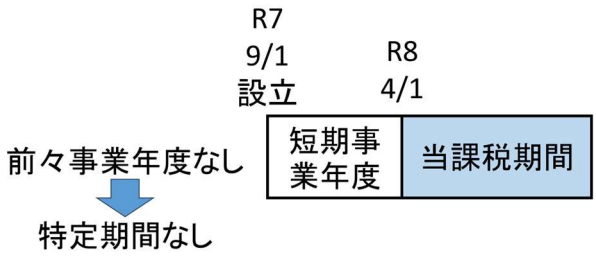
消費税法 9 条の 2 第 4 項

前 3 項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。 一　個人事業者　その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 二　その事業年度の前事業年度（7 月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人　当該前事業年度開始の日以後 6 月の期間 三　その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人　その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後 6 月の期間（当該前々事業年度が 6 月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

図表 22　特定期間の意義（法人）



図表 23　特定期間がない例



（２）特定期間における課税売上高の意義

特定期間における課税売上高は、基準期間における課税売上高と同様、税抜き純課税売上高となります。特定期間において免税事業者である場合には、税抜きしないのも基準期間における課税売上高と同様です。

消費税法９条の２第２項

前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第１号に掲げる金額から第２号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。 一　特定期間中に行つた第38条第１項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額 二　特定期間中に行つた第38条第１項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に78分の100を乗じて算出した金額

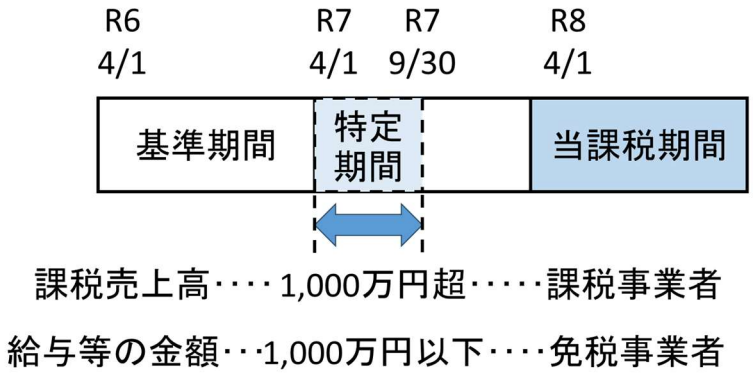
（３）支払給与額による場合

特定期間における課税売上高が1,000万円超となっても、特定期間中に支払った給与等の金額が1,000万円以下であれば、当課税期間の納税義務は免除されることとなります。

消費税法９条の２第３項

国外事業者以外の事業者が第１項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該事業者が第１項の特定期間中に支払つた所得税法第231条第１項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第１項の特定期間における課税売上高とすることができる。

図表 24　支払給与による場合



Ⅳ　少額な返還インボイスの交付義務の見直し【恒久措置】

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が１万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除されます。

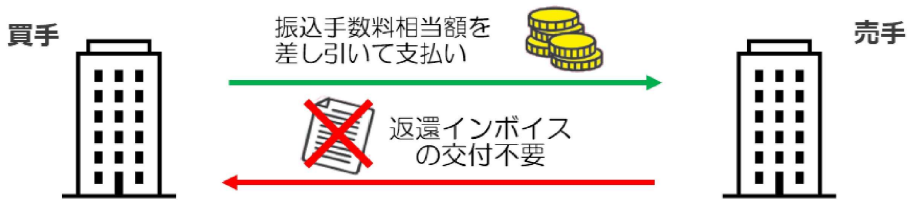
👉　事業者の限定なし。適用期限なし。恒久措置です。

👉　売手負担の振込手数料に係る事務負担が解消されるほか、小売店の店頭等における少額商品の返品等についても返還インボイスの対応が不要となります。

少額な返還インボイスの交付義務免除の概要

１　インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込１万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます（新消法57の４③、新消令70の９③二）。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は１万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。



➡ 値引き等が１万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

（注）　売手が負担する振込手数料相当額を、課税仕入れとして処理している場合には金融機関や取引先から受領するインボイスが必要となります。

なお、売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うことから、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

この点、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。

２　インボイス制度開始日である令和５年10月１日以降の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用され、適用期限や適用対象者について特段の制限はありません。

（出典）国税庁ホームページ「Q＆A」［最終確認日：令和７年10月29日］

Ⅴ　課税事業者選択届出書提出不要の特例【令和 11 年 9 月 30 日の属する課税期間まで】

１．課税事業者選択届出書を提出する必要性

令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間について免税事業者が、登録申請書を提出した場合には、登録日の属する課税期間のうち登録日からその課税期間の末日までにおける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務を免除しないこととされています（平成 28 年改正法附則 44④）。この規定により、免税事業者であっても、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」という。）を提出することなく、課税事業者とされ登録申請書を提出することができることとなります。

裏を返せば、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間の翌課税期間以後、免税事業者は、まず課税選択届出書を提出することにより課税事業者となったうえで登録申請書を提出することとなります。ここで、課税選択届出書の効力は原則として提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日から生ずるため、免税事業者は課税期間の途中の日から課税事業者となることはできません。このことは、課税期間の途中の日からインボイス発行事業者になることもできないことを意味します。

２．課税期間の途中から登録できる

令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間について、免税事業者が令和 5 年 10 月 2 日以後に登録を受ける場合には、登録申請書に登録希望日（登録申請書を提出する日から 15 日を経過する日以後の日）を記載することで、この日にインボイス発行事業者として登録を受けることができます。

また、この登録希望日に免税事業者は、課税事業者となるため、登録希望日の前後で課税売上および課税仕入の金額を区分して集計することとなるため、月の初日など集計しやすい日を登録希望日とするとよいでしょう。

３．登録申請書は 15 日前までに提出する

登録希望日は、登録申請書を提出する日から 15 日を経過する日以後の日とされているため、登録希望日から 15 日前の日までに登録申請書を提出する必要があります。例えば令和 7 年 12 月 1 日を登録希望日とする場合には、11 月 16 日までに登録申請書を提出しなければならないこととなります。希望日の 15 日前の日は、その希望日の前日の 2 週前の同じ曜日の日となります。

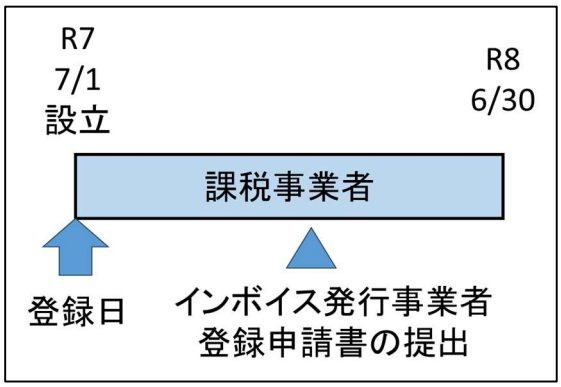
図表 25　登録希望日と提出期限の関係

日	月	火	水	木	金	土
11/16	17	18	19	20	21	22
⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨
23	24	25	26	27	28	29
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②
30	12/1					
①	希望日					

４．新規開業、新規設立の場合

免税事業者がインボイス発行事業者の登録をする場合と混同しやすいのが、個人事業者が新規に開業した場合・法人を設立した場合です。これらの場合についても、上で紹介した、平成 28 年改正法附則 44 条 4 項の規定が適用されますからインボイス発行事業者の登録日から課税事業者となります。そして、これらの場合において、インボイス発行事業者登録申請書を提出したときは、それぞれの課税期間の初日にさかのぼってインボイス発行事業者として登録されます。したがって、これらの場合には、その開業の日や設立の日の属する課税期間の初日から課税事業者とされます。

図表 26　法人が新たに設立された場合



Ⅵ　登録取消の手続

１．取消届出書の提出

インボイス発行事業者が、登録の取消しを求める旨の届出書（以下「取消届出書」という。）をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日に、インボイス発行事業者の登録は、その効力を失うこととされています（傍点筆者）。

ただし、その提出が、その届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して 15 日前の日の翌日から当該課税期間の末日までの間にされた場合には、当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日に、インボイス発行事業者の登録は、その効力を失うこととされています（消法 57 条の 2⑩、消令 70 条の 5③）。

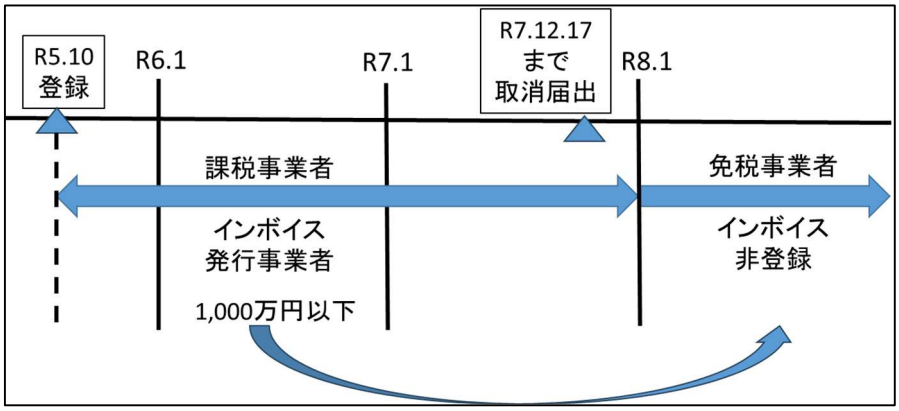
すなわち、課税期間の途中の日において登録を取消すことはできず、取消届出書を翌課税期間の初日から起算して 15 日前の日までに提出した場合には翌課税期間の初日に取り消され、それ以後に提出した場合には翌々課税期間の初日に取り消されることとなる。1 日の違いで 1 年にわたり登録されたままとなり、免税事業者に戻れなくなることに留意が必要です。

２．登録を取り消す場合の具体例

令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けた個人事業者が令和 8 年 1 月 1 日に登録の取消しを受けたい場合には、取り消したい課税期間の初日である令和 8 年 1 月 1 日から起算して 15 日前の日となる令和 7 年 12 月 17 日までに取消届出書を提出します。

令和 7 年 12 月 18 日以後に取消届出書を提出した場合には、令和 9 年 1 月 1 日に取消しとなるため令和 8 年分については、消費税の納税義務は免除されないこととなります。

図表 27　登録取消しの具体例



３．登録取消しに関する２年しばり

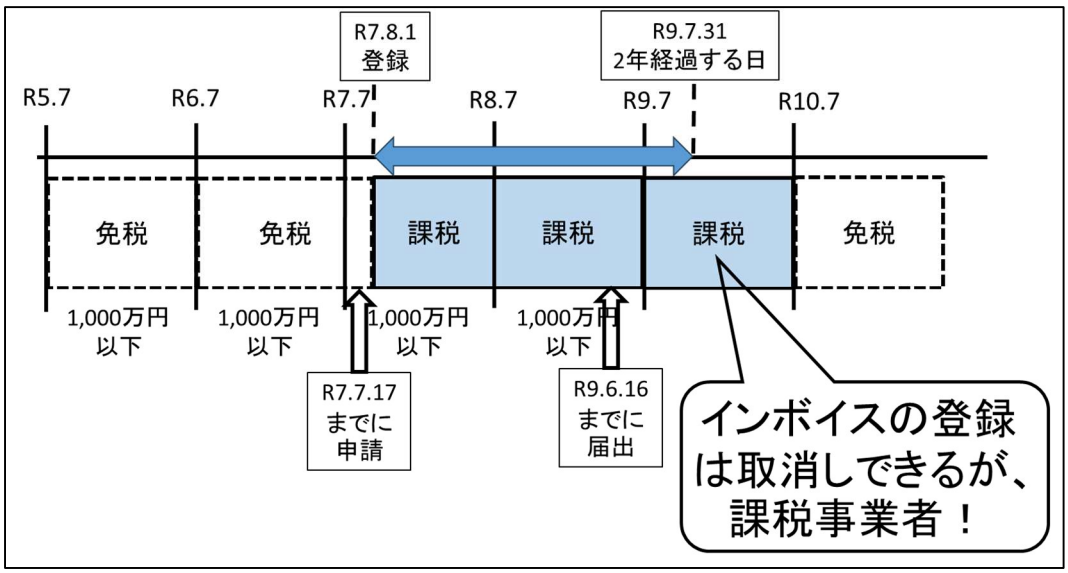
課税選択届出書の提出をしないでインボイス発行事業者の登録をすることができる特例の適用を受ける事業者の登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える課税期間及び課税事業者選択届出書の提出等により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税の納税義務の免除の規定は、適用しないこととされています（平成 28 年改正法附則 44⑤）。

すなわち、登録の取消しはできても 2 年間は、納税義務が免除されないこととなります。これは、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった場合の 2 年しばりとの平仄を合わせるための規定です。

ただし、登録日の属する課税期間が令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間である場合は、この限りでない（平成 28 年改正法附則 44⑤ただし書）とされます。

したがって、令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間に登録を受けた場合には、2 年しばりの適用はなく、令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間の翌課税期間以後にこの特例により登録を受けた場合には、2 年しばりの適用を受けることとなります。

図表 28　登録取消しに関する 2 年しばりの具体例



（参考資料）

課 軽 1 －１１５
令和７年10月８日

日本税理士会連合会
会長　太田　直樹　様

国税庁　軽減税率・インボイス制度対応室
室長　鎌田　絢子

インボイス制度に関する周知について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

インボイス制度について、改めて周知いただきたい事項をまとめましたので、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただくとともに、税理士の皆様から顧問先の方々への周知にもご協力を賜りますようお願いいたします。

１．２割特例を適用できない課税期間及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「２割特例」）につきましては、例えば、基準期間における課税売上高が１千万円を超える課税期間などは適用を受けることができません。

なお、２割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を当該翌課税期間の末日までに提出することで、当該翌課税期間の申告において簡易課税制度の適用を受けることが可能です。例えば、令和６年分の申告において２割特例の適用を受けた個人事業者の方が、令和７年分の申告において簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和７年 12 月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要となります。

参考

○　消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ（令和７年６月改訂）
・　問115（２割特例の適用ができない課税期間①）～問117（２割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf

○　国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト
２割特例特設ページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm

２．適格請求書発行事業者の登録が失効した方の消費税の申告義務及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

免税事業者の方が登録に関する経過措置の適用により適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、原則として、登録開始日以後２年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、適格請求書発行事業者の登録が失効したとしても、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

また、適格請求書発行事業者の登録が失効した後の課税期間における消費税の申告においては、２割特例の適用を受けることはできません。

なお、２割特例の適用を受けた方が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合の取扱いは、上記１と同様です。

３．任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書について

インボイス制度においては、任意組合等の組合員である適格請求書発行事業者は、当該任意組合等の事業として国内において行った課税資産の譲渡等につき適格請求書若しくは適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供するためには、当該任意組合等の業務を執行する業務執行組合員が、課税資産の譲渡等を行う前に当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」（以下「任意組合等の届出書」といいます。）を提出する必要があります。そのため、当該任意組合等の届出書の提出がない場合、任意組合等から課税仕入れを行った取引の相手方は、仕入税額控除の適用を受けることができません。

また、当該任意組合等の届出書に記載した事項に変更があった場合は、「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出事項の変更届出書」を速やかに提出する必要があります。

こうした届出書の提出方法や適格請求書等の交付に関しては、Ｑ＆Ａにおいて種々の取扱いを示しているところ、今般、任意組合等の届出書に関するリーフレットや動画を作成し、国税庁ＨＰ（インボイス制度特設サイト）において公表いたしましたので、ご確認ください。

（任意組合等の例）

ジョイントベンチャー（ＪＶ）、各種士業事務所、●●製作委員会、▲▲実行委員会など

参考

【リーフレット】

○　消費税インボイス制度　任意組合等の届出書についてのお知らせ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025009-077.pdf

【動画】

○　５分でわかる　インボイス　任意組合等の対応
https://www.youtube.com/watch?v=e8gA4g4D4jw

おわりに

インボイス制度が始まり、早 2 年が経過しました。その処理の面倒さに文句を言いつつそれでも対応しているというのが現実でしょうか。２割特例と８割控除の特例が適用されるのも、残りほぼ１年を切りました。日税連は「令和８年度税制改正に関する建議書」の中でこれらの特例について、適用期間の延長を求めています。一方、政治の世界では、揮発油税の暫定税率廃止の話で手いっぱいとなり、消費税までは手が回らない状況のようです。消費税の税率を下げることや、給付付き税額控除の検討も大切なことではありますが、インボイス制度の経過措置の延長や見直しについても早急に検討してもらいたいところです。もっとも、インボイス制度廃止などというウルトラ C があるのなら話は別ですが、さすがにそれはないでしょう。

先を見通せない中、私たちは少なくとも、今決まっている規定に対応できるよう準備をするほかありません。この研修が、みなさんの実務の一助になれば幸いです。

講師略歴 2025.10.31 現在
加藤　久也 KATO hisaya
1991 年富山大学理学部卒。91 年～95 年株式会社日立製作所に勤務。98 年税理士試験合格。2000 年税理士登録。02 年愛知県春日井市に加藤久也税理士事務所開業。17～21 年東海税理士会税務研究所研究員、21 年～同研究所副所長。25 年～東海税理士会小牧支部副支部長。税理士業の他、98～19 年名古屋大原学園、16 年～名城大学、19 年～愛知淑徳大学にて非常勤講師を務めている。日本税法学会所属。
著書：『ワークフロー式 消費税[軽減税率]申告書作成の実務』（日本法令、2020 年）共著。
寄稿：税務弘報（中央経済社）、税務 QA（税務研究会）、会計人コース Web（中央経済社）。

↑会計人コース Web へのリンクです。

本資料は、研修を受講していただく際に理解の助けとなるように作成されています。他へ配布されると誤解を生ずることがありますので、コピーを配布することを禁止しています。